

議案第91号

鯖江市文化センター設置および管理に関する条例の一部改正について

鯖江市文化センター設置および管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和5年11月29日提出

鯖江市長 佐々木 勝 久

提案理由

文化センターの祝日開館を実施するため、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

鯖江市条例第 号

鯖江市文化センター設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

鯖江市文化センター設置および管理に関する条例（昭和54年鯖江市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項第1号中「毎週火曜日」の次に「（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、当該休日以後の直近の休日でない日）」を加え、同項第2号および第3号を次のように改める。

- （2） 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- （3） 前各号に定めるもののほか、教育委員会が定める日

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。